

三次市教育委員会告示第 号

三次市幼保小連絡協議会設置要綱を次のように定める。

平成 2 1 年 3 月 日

三次市教育委員会委員長 前 田 茂

三次市幼保小連絡協議会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 この告示は、幼児期から児童期への円滑な移行について協議し、小学校 1 年生の学校・学級への適応支援を行うため、幼稚園、保育所、小学校及び関係機関による三次市幼保小連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 連絡協議会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 幼児教育から小学校教育への円滑な移行に関する事項
- (2) 教育内容の相互理解に関する事項
- (3) 基本的な生活習慣づくりに関する事項
- (4) 人間関係の構築に関する事項
- (5) その他必要な事項

（組織）

第 3 条 連絡協議会は、次に掲げる者のうちから、三次市教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市内幼稚園の代表者
- (2) 市内保育所の代表者
- (3) 市内小学校の代表者
- (4) 大学教授
- (5) 三次市子育て支援部局の職員
- (6) 三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 連絡協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 連絡協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 連絡協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が審議上必要であると認めるときは、委員以外の者を連絡協議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（事務局）

第7条 連絡協議会に事務局を置き、教育委員会学校教育課において事務を処理する。

2 事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 連絡協議会の組織化及び関係機関、団体等の窓口となる実務担当者の登録又は更新

- (2) 連絡協議会の庶務
 - (3) 第1条の適応支援を行うための企画立案
 - (4) 研修の実施
 - (5) 関係機関，団体等との連携及び情報交換
- (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか，必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は，平成21年4月1日から施行する。